

知らなきや損する

いしかわ暮らしのマネープラン

今回の数字

9月1日

あなたの地域の災害リスクは？ 保険の補償内容をチェック！

9月は防災月間です。「防災の日」(9月1日)は、1923(大正12)年の同日に発生した関東大震災にちなみ、1960(昭和35)年に制定されました。また、9月1日は「二百十日」といって、立春から数えて210日目にあたり、例年9月1日ごろは台風の襲来が多いとされることもあって、「災害への備えを怠らないように」との戒めも込めて制定されたそうです。

ここ数年、地震、台風、豪雨、洪水、竜巻など、各地で異常気象が続いていますが、みなさんは「ハザードマップ」というものをご存知ですか？

ハザードマップとは、予測される災害の発生地点や被害の拡大範囲および被害の程度、さらに非難経路、避難場所などの情報が地図上に示されているものです。ハザードマップを利用することで、災害発生時に迅速かつ的確に避難することができ、また二次災害発生予測個所を避けることができるので、災害による被害を低減させることができる非常に有効なものです。

ハザードマップは市役所などでも見ることができますが、国土交通省の「ハザードマップポータルサイト」(<http://disapotal.gsi.go.jp/>)から、日本中の「洪水」「内水」「高潮」「津波」「土砂災害」「火山」のそれぞれの情報を誰でも閲覧することができます。ぜひ、自分が住んでいる地域のハザードマップを確認しておきましょう。例えば「洪水」のハザードマップの日本地図から、北陸地方⇒石川県⇒金沢市と地図を進めていくと「金沢市洪水避難地図」を見ることができます。この地図には石川県が作成した「浸水想定区域図」をもとに、私たちが避難するために必要な浸水情報、避難情報などがまとめられています。

しかし、ハザードマップを活用して災害時に無

【火災・地震保険の主な補償内容】

① 火災	○ or ×
② 落雷・破裂・爆発	○ or ×
③ 水ぬれ	○ or ×
④ 盗難	○ or ×
⑤ 水災	○ or ×
⑥ 破損・衝突・落下・汚損	○ or ×
⑦ 地震	○ or ×

あなたの保険は補償される？

事避難ができたとしても、マイホームが地震で倒壊したり、水害で浸水したりすると修復には費用がかかります。このような住まいの「もしも」に備えて加入するのが「火災保険」や「地震保険」です。

火災保険と地震保険の主な補償の種類は、図のように7つです。特に気をつけてほしいのは「水災」です。台風や豪雨による洪水や土砂災害は「水災」が付いていないと補償されません。また地震による火災は、火災保険では補償されません。火災保険とセットで地震保険に加入していなければ、補償されないのです。

ぜひ、ハザードマップで自分が住んでいる地域にどのようなリスクがあるのかを確認しましょう。そして、リスクと加入している保険の補償内容が合致しているか、また十分補償されるか、チェックしてみてください。



暮らしのマネープラン相談センター・所長
サートیفアイトファイナンシャルプランナー 高橋 昌子

あなたの暮らしと財産を守るパートナー

- **時間相談** …… 1時間まで3000円 2時間まで5000円
教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます
- **マイホーム資金・住宅ローン相談** …………… 3万円
無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます
- **退職資金・マネープラン相談** …………… 3万円
退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます

